

空き家を活用したい事業者の方へ

空き家活用希望事業者の登録を開始しました！

福岡県空き家活用サポートセンター「イエカツ」では、令和4年7月1日より、空き家の活用を希望する事業者を登録する制度を開始しました。

活用希望事業者登録制度とは



事業者登録要件

活用希望事業者として登録ができるのは、次の要件（１）、（２）、（３）または（１）、（２）、（４）を満たす事業者の方です。（登録要綱第３参照）

- （１）福岡県内に事業所を有する者
- （２）暴力団等ではない者
- （３）空き家等を活用した事業について運営実績が３年以上あり、かつ、空き家等を活用した事業を実施する上で生じるトラブル等に対して、事前予防対策や事後対策が講じられている者
- （４）次のいずれかに該当する者
 - ・住宅確保要配慮者居住支援法人として福岡県知事の指定を受けている者
 - ・賃貸住宅管理業者として国土交通省の登録を受けている者

登録の流れ

- ① 活用希望事業者相談フォームに事業者情報（お名前、会社名、連絡先等）や空き家活用に関する希望条件等を入力します。
- ② 後日、イエカツより連絡し、ヒアリングを行います。
- ③ ヒアリング後、登録の要件を満たしている方は正式に登録申請を行います。
- ④ イエカツが登録内容を確認し、活用希望事業者登録を行います。
- ⑤ 活用希望事業者として事業者リストに掲載し、イエカツのホームページで公開いたします。

活用希望事業者

- ①事業者情報等入力
- ②ヒアリング
- ③登録申請
※書面申請
- ④登録通知
※書面交付

イエカツ

ホームページ
相談フォーム



⑤事業者リストに掲載
ホームページで公開

福岡県空き家活用サポートセンター

電話 092-726-6210

HP <http://www.fkjc.or.jp/jigyo/iekatsu>

